

② 保護対象

- (i) 放送機関が送信したプログラム搬送信号（音又は映像を放送用に変換した信号）
- (ii) 保存されたプログラム（stored programme:放送機関によって検索システムに保持されたプログラム）へのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号
※異時送信等のオンデマンドに該当
- (iii) 放送前信号

※第2次改訂版では、締約国は、放送機関がコンピュータ・ネットワークを用いて送信するプログラム搬送信号を条約の適用範囲から除外することができる旨の留保規定が挿入されたが、第3次改訂版では当該留保規定が削除された。

③ 与えられる権利

放送機関は、プログラム搬送信号、保存されたプログラム及び放送前信号の無許諾の「再送信」及び「固定」を禁止する権利を享受する。

ウ. 議論の概要

第43回 SCCR、第44回 SCCR では、議長テキストに関する起草者からの説明後、関心を持つ国によるインフォーマル会合を中心に、放送機関の定義、保護対象（インターネットを用いた送信）の留保、固定権とそれに関連する保護期間等について、議論が行われた。主な論点は以下のとおり。

- ✓受益者が伝統的な放送機関であることについてコンセンサスが得られていることを踏まえ、「放送」、「放送機関」の定義に「リニア送信に連動したものであること」を明記し、定義を明確化する必要があるとの意見
- ✓保護対象の留保の範囲は最低限にすべきとの意見に対し、留保の規定は維持すべきとの意見
- ✓固定権や、保存されたプログラムの保護については、コンテンツの保護と混同する可能性があり、反対との意見

今後、本議長テキストについては、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回 SCCR で更に議論が行われる予定。

（2）権利の制限と例外

ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組を構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、（i）図書館とアーカイブのための制限例外と、（ii）教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組を超える新たな国際的枠組（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組の必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ. 議論の概要

①事務局が専門家に委託した各種調査研究の発表

第43回 SCCR では、「教育、研究及び文化遺産の保存を支援する法律及び政策の作成を支援する技術支援プログラムの指針となるツールキット」の開発のうち、「文化遺産の保存に関するツールキット」（文書 SCCR/43/4）について発表が行われた。また、事務局は、次に「図書館、博物館、文書館へのアクセスに関するツールキット」等を作成予定であるとの説明があった。さらに、「著作権に関する研究機関及び研究目的の実践及び課題に関するスコーピング・スタディ」に関する報告、オンライン授業等における国境を越えた環境での著作物の利用に関する専門家による発表が行われた。

第 44 回 SCCR では、「著作権に関する研究機関及び研究目的の実践及び課題に関するスコーピング・スタディ」（文書 SCCR/44/4）に関するより詳細な報告と質疑が行われた。

②例外と制限に関する作業プログラム案

第 43 回 SCCR では、アフリカグループ代表より「例外と制限に関する作業プログラム案」（文書 SCCR/42/4 REV.）が提示され、アフリカ諸国、中南米諸国を中心に歓迎と支持が表明された一方で、EU、フランスから、法的拘束力を有する文書の作成は望まない旨、米国から、同提案には、TDM、契約無効化など、SCCR で十分に議論されていない問題を含んでおり、成熟度の低い問題を持ち込むのは不適切である旨発言があった。その後、議場外での調整を経て、一定の修正を加え、アフリカグループによる提案（文書 SCCR/43/8）が採択された。

第 44 回 SCCR では、第 43 回 SCCR で採択された提案の推進を目的として、アフリカグループ代表より、「例外と制限に関する作業計画の実施に関する提案」が提出された（文書 SCCR/44/6）。次回会合で更に審議される予定。また、事務局は、次回 SCCR までにケーススタディを行うパネルディスカッションを企画することを要請された。

③「図書館及びアーカイブに関する例外及び制限の目的と原則」更新版

第 44 回 SCCR で、米国代表より、「図書館及びアーカイブに関する例外及び制限の目的と原則」の更新版（文書 SCCR/44/5）が提出された。次回 SCCR で更に審議される予定。

（3）その他の議題について

ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

第 43 回 SCCR では、前回 SCCR における中南米グループからの提案を踏まえ、半日の「音楽ストリーミング市場に関する情報セッション」が開催された。セッション中、企業やアーティスト代表からの発表の後、加盟国やオブザーバーとの意見交換が行われた。また、ウルグアイ（中南米グループ代表）は、「デジタル環境における音楽利用について、著作者、アーティスト、実演家に有利にするための WIPO における常設議題のための声明」（文書 SCCR/43/7）を提出し、デジタル環境における著作権の常設議題化と、好事例の提供、権利行使の在り方に関する分析等の様々な取組を行うことを提案した。比較的多くの国が常設議題化を支持する一方、スイス（先進国グループ代表）は態度を留保する旨、米国、日本は、常設議題化を支持しない旨発言した。

イ. 視聴覚著作者の権利および著作物の利用に対する報酬に関する研究提案

第 44 回 SCCR で、コートジボワール代表は、「視聴覚著作者の権利および著作物の利用に対する報酬に関する研究提案」（文書 SCCR/44/7）を提出した。多くの国は本提案の検討により多くの時間が必要であると表明した。本提案は、次回 SCCR でさらに議論される予定。

ウ. 生成 AI と著作権に関する情報セッションの提案

第 44 回 SCCR で、先進国グループは、「生成 AI と著作権に関する情報セッションの提案」（文書 SCCR/44/8）を説明した。デジタル環境における著作権と AI がクリエイティブ産業に与える影響の拡大に関するこれまでの議論に鑑み、次回 SCCR の「デジタル環境に関連する著作権の分析」の議題の一環として情報セッションが開催されることになった。

エ. 追及権

第 43 回 SCCR において、専門家より、追及権導入のためのツールキット（Part 1：法的枠組）の概観の説明が行われた（文書 SCCR/43/INF/2）。フランス、スペインは、追及権を常設議題化すべ

きである旨、EU、ガーナは、追及権は優先すべき議題である旨発言した。一方、米国は、その他の議題での議論の継続を期待している旨発言し、日本はそれを支持した。

オ. 舞台演出家 (theater director) の権利保護

第 43 回 SCCR において、事務局より、ロシアからの提案による、劇場作品の舞台演出家の権利に関する研究を委託し、研究結果が提出されているものの、第 42 回 SCCR では議論が延期されたこと、同会議以降、事務局は調査や専門家との議論を通じて作業を続けていることを説明された。

カ. 公共貸与権の調査

第 40 回 SCCR において、シエラレオネ、マラウイ、パナマを共同提案国として提案された公共貸与権の調査について、第 43 回 SCCR で、提案国から改めて趣旨説明が行われた。趣旨は、①各加盟国（特に途上国）が公共貸与権について学ぶ機会の提供、②条約策定や常設議題化を目指すものではない、③調査はプロジェクトとして事務局によって行われる、との説明があった。SCCR は、各国からのコメントを踏まえ調査研究を行うよう、事務局に要請を行った。

4. 今後の予定

次回 SCCR が 2024 年 4 月 15 日～19 日に開催される予定。

第 64 回 WIPO 加盟国総会結果概要

1. 日程

令和 5 年 7 月 6 日（木）～7 月 14 日（金）

2. 経緯等

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会は、対面参加とオンライン参加のハイブリッド形式で開催され、SCCR からの報告等が行われた。

3. 結果概要（著作権関連の議題のみ）

SCCR の活動について、事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントの発出が行われた。放送条約については、我が国を含む多数の国々が早期妥結のために議論を進展させることの重要性を指摘した。その一方で、法的にも技術的にも複雑な問題を扱う放送条約について、検討に時間が必要であるといった慎重な発言もみられた。

権利の制限・例外については、先進国側から、法的拘束力のある枠組みの設定に反対する発言があった一方で、開発途上国や NGO の多くは、同議題を重視している旨の発言を行った。また、多くの国から、ツールキットの作成やスコーピング・スタディといったベストプラクティスの共有についての取組への期待と歓迎が示された。一方、EU は、法的拘束力のある枠組の設定について反対する発言を行った。スペイン、ブラジルから、追及権やデジタル環境における著作権の常設議題化を求める発言があった。最後に SCCR に議論の継続を指示する決議案について承認された。